

午後2時10分 開会

議 長

ただいまの出席委員は12人中11名です。  
定足数に達しておりますので第7回新城市農業委員会総会を開会します。

議 長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。  
(異議なし)  
異議ないものと認め指名いたします。  
農業委員2番  
農業委員3番 お願いします。

議 長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。  
始めに第26号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第26号議案について説明いたします。  
議案書2ページをご覧ください。所有権移転が6件、地上権設定が2件です。  
お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。  
それでは、3ページをご覧ください。

申請番号 1番。

譲受人の経営規模拡大のため無償譲渡により所有権移転するものです。  
譲渡人は相手方要望のため譲り渡すもので、石田万福交差点より東へ約500mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から自動車で3分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、譲受人と息子と息子妻がおり、農作業歴は譲受人が52年、息子が32年、息子妻が10年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。

譲受人の年間従事日数が280日、息子が100日、息子妻が30日あり、必要な農作業従事をしています。

現経営面積は6,419㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 2番

譲受人の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。譲渡人は相手方要望のため譲り渡すもので、日吉神社より南へ約440mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から自動車で5分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、譲受人と妻がおり、農作業歴は譲受人が40年、妻が25年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。

譲受人の年間従事日数が300日、妻が150日あり、必要な農作業従事をしています。

現経営面積は10,101.04㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号 3番

地上権者が申請地の上部にて営農型の太陽光発電設備を設置するために、地上権の設定に

より申請するものです。設定者は相手方要望のため貸しつけるもので、中村バス停から南西へ約200mにある農地です。

地上権者は申請地の上部にて太陽光パネルを設置し、設定者はパネル下部にサカキを作付けし、申請地を耕作していく予定です。

周囲の営農条件につきましては、申請地の上部にパネルを設置しますが、日陰部分については問題がないか営農に問題はないかと思われます。また設定者についてもサカキの作付けを予定しており、現地調査などの結果、周辺農地の集団化、効率化に支障をきたすものではなく、権利の設定には問題ないと考えます。

#### 申請番号 4番

地上権者が申請地の上部にて営農型の太陽光発電設備を設置するために、地上権の設定により申請するものです。設定者は相手方要望のため貸しつけるもので、中村バス停より南へ約450mにある農地です。

地上権者は申請地の上部にて太陽光パネルを設置し、設定者はパネル下部にサカキを作付けし、申請地を耕作していく予定です。

周囲の営農条件につきましては、申請地の上部にパネルを設置しますが、日陰部分については問題がないか営農に問題はないかと思われます。また設定者についてもサカキの作付けを予定しており、現地調査などの結果、周辺農地の集団化、効率化に支障をきたすものではなく、権利の設定には問題ないと考えます。

続いて4ページをご覧ください。

#### 申請番号 5番

譲受人の新規就農により売買にて所有権移転するものです。譲渡人は遠方在住かつ管理が困難なため譲り渡すもので、長篠城址史跡保存館から北へ約270mにある農地です。

申請地は譲受人が購入予定の自宅から徒歩1分の距離であり、通作に問題はありません。

農業従事者は、譲受人と妻がおり、農作業歴は譲受人が2年、妻が0年ですが、愛知東農協営農センターのサポートを受けながら農業に従事し、農作業に必要な農機具を導入予定です。

譲受人の年間予定従事日数が60日、妻が100日であり、必要な農作業従事は見込まれます。

経営予定面積は1,159㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、梨の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

#### 申請番号 6番

譲受人の経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。譲渡人は農地の維持管理が困難であるために譲り渡すもので、鳳来時バス停から西へ約270mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から自動車ですら9分の距離であり、通作に問題はありません。

農業従事者は譲受人と増員予定の長男と長女と次男がおり、農作業歴は譲受人が49年、長男、長女ともに11年、次男が5年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。

譲受人の年間従事日数が290日、次男が320日、長男・長女が18日あり、必要な農作業従事を行っています。

現経営面積は、8,395㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、野菜等の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

#### 申請番号 7番

	<p>譲受人の新規就農により売買にて所有権移転するものです。譲渡人は高齢により管理が困難なため譲り渡すもので田原交差点より南西へ約2,000mにある農地です。</p> <p>申請地は譲受人の自宅から徒歩0.5分の距離にあり、通作に問題はありません。</p> <p>農業従事者は、譲受人と夫がおり、農作業歴は譲受人、夫にはありませんが、愛知東農協営農センターや近隣農家のサポートを受けながら農業に従事し、農作業に必要な農機具を導入予定です。</p> <p>譲受人の年間予定従事日数は200日、夫が60日あり、必要な農作業従事が見込まれます。</p> <p>利用権設定申請地を含めた経営予定面積は3,023㎡であり、作手地区の下限面積を超えています。</p> <p>権利取得後は、ブルーベリー、ハーブ等の作付を予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号 8番</p> <p>譲受人の経営規模拡大のため譲渡人との農地所有権を交換する無償譲渡により所有権移転するものです。譲渡人は通作距離の長いと譲り渡すもので、道の駅つくで手作り村から南東約1,000mにある農地です。</p> <p>申請地は譲受人の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。</p> <p>農業従事者には、譲受人と妻がおり、農作業歴は譲受人が42年、妻が10年で農作業に必要な農機具を所有しています。</p> <p>譲受人の年間従事日数は365日、妻が365日あり、必要な農作業に従事しています。</p> <p>現経営面積は99,934㎡の内自作地23,054㎡であり、作手地区の下限面積を超えています。</p> <p>権利取得後は、牧草の作付を予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>以上、申請番号1番から8番について、許可することを原案といたします。</p> <p>これで、第26号議案の説明を終わります。</p>
事務局	8番について、議案書の譲渡人と譲受人がそれぞれ名前が逆で記載してありますので、訂正をお願い致します。申し訳ありません。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
農業委員 3番	8番の案件について、譲渡人の譲渡理由が「通作距離の長い」とあったが、譲渡人の自宅から申請地までの距離は長くはないと思いますが。
事務局	通作距離が遠いためと申請書に記載されていたため、そのように述べさせて頂きました。
農業委員 3番	譲受人と譲渡人のそれぞれの所有地へ行く土地の交換で、通作距離自体は長くはないです。
事務局	申し訳ありません。申請書には通作距離の遠いと記載があるわけですが、実際の状況については農業委員3番が述べた通りとなります。
事務局	こちらの件について、担当の認識不足で申し訳ありません。交換することによって多少ではあるが、距離が短くなるという認識であります。現地確認の際に併せて通作距離についての確

	認をするべきでした。
議長	その他に補足等はありませんか。
議長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を採りたいと思います。
議長	第26号議案について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め第26号議案は原案のとおり決定いたします。
議長	次に第27号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第27号議案について説明させていただきます。議案書5ページをご覧ください。 所有権移転5件、賃借権設定4件、使用賃借権設定4件です。 議案書6ページをご覧ください。  申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について譲受人は豊川市にて妻と二人で暮らしていますが、子供が誕生した時に備え、生まれ育った新城に住宅を建築し地域に根を下ろして生活したいと思うようになったが、自己所有地はないため、祖母所有の申請地に住宅を建築するものです。 農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。 集落に接続して設置される住宅ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。  申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について借人は、市内の賃貸物件に夫と子供二人で住んでいるが、二人の子供も成長し手狭になってきたため、持ち家の建築を検討するようになったが、自己所有地はなく祖父所有の申請地に分家住宅を建築するものです。 農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。 集落に接続して設置される住宅ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、建設業を主に経営しておりますが、太陽光発電による売電事業にも力を注いでおり、更なる資産運用を図るべく発電用地の規模拡大のため、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

議案書7ページをご覧ください

申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、新城市内にて精密機器製造業を営んでおり、生産量が増加し、トラックでの製品の運搬量も増加しておりトラックの搬入のための駐車スペース及び待機場所が不足しているため、申請地を駐車場とするものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺居住者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号5番と6番は同じ事業者による営農型発電設備の支柱（太陽光パネルの支柱）への転用ですので一括して説明いたします。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、借人は市内にて土木工事業、太陽光発電事業を営んでおり、この度、事業拡大のため、田畑の一部を営農型発電設備の支柱（太陽光パネルの支柱）として一時転用するものです。

なお、申請地は今後、土地所有者にて畑として榊の栽培を計画しており、栽培に影響のないよう発電施設の管理を行うものであります。

農地区分は、現地確認等の結果、農用地区域内にある農地に該当し、農振農用地と判断しました。

一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で必要があるものであり、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものですので、農振農用地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金は全額自己資金でまかなう計画で、事前調査の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

議案書8ページをご覧ください

申請番号7番、8番、9番、議案書9ページの10番は同じ事業者による建設残土処分場への一時転用ですので一括して説明いたします。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、賃借人は豊川市にて造園業を営んでおり、現在、岡崎市において建設残土受入場を展開しているが、県東部にて事業拡大を目指していたところ、申請地の農地が不耕作地であり、転用後の土地の有効活用も視野に入れた所有者の要望と合致したため建設残土処分場として一時転用するものです。

農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のもので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金は全額自己資金でまかなう計画で、事前調査の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

議案書9ページをご覧ください

申請番号11番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、譲受人は、土木工事業を営んでおり、豊川の砂利を採取し製品化しています。近年、雨量が多く豊川の砂利採取量が予想を大幅に上回り、掘削後、プラントで製品化済みの砂利置場が不足しており、早急に砂利置場の確保が必要となりました。申請地と周辺の土地を購入することで資材置場の不足が解消され、譲り受けの同意を得ることができたため申請するものです。

農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。

周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のもので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

議案書10ページをご覧ください

申請番号12番。申請者、申請地記載のとおり。

転用面積が3,000㎡以上のため、愛知県農業会議の諮問案件であります。別添図面第27号議案番号12に土地利用計画図を添付してあります。

この案件について、譲受人は、作手高里地内の山林経営を行う会社で、申請地を資材置場、駐車場用地として譲受し、事業基盤の確保を図るものです。

なお、令和2年12月の農業委員会総会において農用地からの除外につき適当とする意見を付した農地です。令和3年4月1日付けで愛知県知事より農用地区域からの除外が了承されています。

農地区分は、現地確認の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

周辺居住者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前審査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、

	<p>許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま</p> <p>申請番号13番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>この案件について、借人は、現在農業に従事しており家族6人で居住していますが、現住居が手狭となったため、申請地に住居を建築するものです。</p> <p>農地区分は、現地確認の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。</p> <p>集落に接続して設置される住宅ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前審査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま</p> <p>以上、第27号議案13件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。</p> <p>第27号議案の説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
農業委員9番	<p>11番の案件について、河川法による許可の見込みはありますか。</p>
事務局	<p>建設事務所の維持管理課へ確認したところ、河川流域より内側へ土砂を移動させるという条件のもとで許可が出ております。現在、こちらの会社によりますと機械が故障中であり、現地確認した時点では、土砂が残っている状態でしたが、機械を直して土砂を河川流域より内側へ移動させる旨を聞いております。</p> <p>今後土地を転用した際に一時的に土砂をおく場合であっても河川流域の内側にある場合は河川法による許可の見込みがあると県より回答を頂いております。以上です。</p>
議長	<p>その他、発言はございませんか。</p>
議長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>その他、ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議長	<p>第27号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、第27号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>次に第28号議案の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第28号議案について説明させていただきます。</p> <p>議案書11ページをご覧ください。</p>

農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。  
使用貸借権設定12件：24, 216㎡、賃借権設定6件：20, 092㎡、合計18件：44, 308㎡であり、内新規設定7件、継続設定11件です。

説明は、新規設定のみ行います。議案書12ページをご覧ください。

申請番号1番

有海地内の田4筆2, 123㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。

番号2番

八束穂地内の田2筆2, 514㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。

番号3番

野田地内の田2筆566㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。

番号4番

こちらについて、契約期間、開始年月日、終了年月日が誤植となっております。それぞれ、契約期間が10年、開始年月日が令和3年5月25日、令和12年12月31日に訂正をお願いします。片山地内の田畑2筆3, 601㎡に使用貸借権を設定し、水稻・花の作付けをします。

番号5番

黒田地内の田1筆611㎡に使用貸借権を設定し、水稻作付けをします。

6番から議案書13ページの9番は更新案件です。

番号10番。新規就農です。

氏名の下が空欄になっておりますが、28歳となりますので、追記をお願いします。

門谷地内の田3筆2, 782㎡に使用貸借権を設定し、水稻作付けをします。

この10番の案件については、当初は農地法3条での所有権移転の許可申請がなされ、本年2月総会にて審議されたものです。

譲り受け人には営農に対しての意欲は見られるものの、碧南市に在住したまま営農するという通作距離の観点からと、農作業経験が少ないことにより、営農が効率的かつ適切に行われるか不透明であったため、いきなり所有権移転ではなくまずは貸借により営農を行い、問題なく営農ができると見極められたなら改めて所有権移転をするほうが良いのではと判断された案件です。

今回利用権設定の提出があり、鳳来地区の委員さんとも相談して議案として上程させていただきました。

申請番号11番。新規就農です。

作手中川内地内の田1筆1, 480㎡に使用貸借権を設定しハーブの作付けをします。この件は先ほど説明した3条許可の申請番号7番と同時申請の案件になります。3条申請地を含めた経営予定面積は3, 023㎡であり、作手地区の下限面積を超えております。

12番からは、中間管理事業による転貸の案件です。

番号12番

作手菅沼地内の畑1筆2, 163㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。

番号13番

作手菅沼地内の畑1筆2, 500㎡に賃借権を設定し、野菜の作付けをします。

番号14番

作手菅沼地内の田1筆1, 481㎡に賃借権を設定し、水稻の作付けをします。

番号15番

作手菅沼地内の田1筆1, 383㎡に賃借権を設定し、水稻の作付けをします。



	<p>番号16番 大宮地内の田1筆3, 896㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>番号17番 富岡地内の田3筆9, 868㎡に賃借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>番号18番 杉山地内の田1筆1, 488㎡に使用貸借権を設定し、野菜の作付けをします。</p> <p>以上、番号1番から18番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので第28号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等がございますか。</p>
議長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言がある方は挙手をお願いします。</p>
推進委員 6番	<p>12番の案件について、利用権設定する者と利用権設定をうける者が同一人物であるが、補助金の関係のものであるのか。集落営農の関係であるのか。</p>
事務局	<p>借人・貸人が一緒であることについて、補助事業の関係であるという旨は聞いております。</p>
推進委員 6番	<p>中間管理機構へ補助金を利用した申請であると推測するが、集落営農ができていない申請者であるので、この利用権設定にいたる経過がどのようなものかを知りたい。本来このような申請は集落ごとでもう何件が提出があるものだと思うので、1件だけの申請に疑問がある。</p>
事務局	<p>先ほどはあいまいなと答弁となり、申し訳ありません。こちらの件につきましては、お調べして回答させていただきます。</p>
推進委員 6番	<p>複数の申請がでてくるであろう案件で、集落営農としてどのようないきさつで、この申請に至ったのか。この1件だけの申請は何か特別理由があるのか。こちらについて知りたい。</p>
事務局	<p>現在調査中であります。申し訳ありません。</p>
議長	<p>12番の案件につきましては、事務局で調査中でありますので、12番以外の案件で質問等がございますか。</p>
議長	<p>13番の同一の所在地でC,Bと記載があるが、これは土地を分筆したのでしょうか。</p>
事務局	<p>利益によって1つの筆を分けているという状態ではありますが、申し訳ありません、こちらについても詳細をお調べして後ほど回答するという形をとらせて頂きます。</p>
議長	<p>その他にご質問がある方はいらっしゃいますか。</p>
推進委員 1番	<p>申請番号14番について、こちらは契約開始が令和3年5月で、契約終了が令和8年12月までであり、期間は5年8ヶ月ということになると思うが。その下も5年8ヶ月ではないか。</p>

事務局	申し訳ありません、こちらの書類不備となります。14番の契約期間は5年8ヶ月と修正をお願いします。15番についても契約期間がそれぞれ6年8ヶ月となります。お手数おかけして申し訳ありません。
議長	他に質疑はありますか。
議長	その他ご発言もありません。先ほどにももの述べたとおり申請番号12番、13番を除く第28号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め第28号議案は原案のとおり決定いたします。
議長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書15ページをご覧ください。 報告第1から第4、報告案件11件について説明いたします。16ページをご覧ください。  (議案書16ページから19ページの内容を議案書のとおり朗読)  以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
推進委員 11番	17ページ報告第2の申請番号1、2番の案件について、譲受人が住宅分譲会社で、分譲を目的とした農地転用は許可される案件なのでしょうか。農地法における転用案件は、緊急的かつ必要性があるかが重要視されると思うのですが。
事務局	内容が建売建築であるため、今回申請された2件については農地転用が可能となる案件です。
推進委員 11番	申し訳ありません、自分の理解がまだできていないのですが、販売を目的とした内容で転用することは良いものなのでしょうか。農地を守るために農地法があると認識しているが、メーカーが営利目的で農地を転用する事は、なし崩しになってしまう危険性があるのではないかと思います、この質問をさせていただきました。
事務局	今回の農地法5条の届出に関して、届出地が市街化区域となります。宅地に変更することに問題はないと理解しておりますので、今回の申請についても許可性ではないので、問題はないかと思います。
推進委員 11番	わかりました。今後も農地法については研究して参りたいと思います。
議長	その他ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。
事務局	事務局より保留にしていた案件の説明があります。

事務局	<p>先ほどの第28号議案の申請番号12番・13番について、推進委員6番が述べたとおり、補助事業の関連でありました。地区内の自作地を全てを機構へ貸し出して、自作する際に機構から借り戻すという形であるため、利用権設定者と利用権設定を受け取る者が同一であります。そのため過去に利用権設定で議案として上程されております。</p> <p>ただ、13番の方に貸し付けるために面積を精査したところ、誤差は生じていたために、同意を頂いていた利用権を一度解約して、再度利用権を設定し直したという経緯であります。</p>
推進委員 6番	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>それでは、第28号議案申請番号12番・13番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め第28号議案申請番号12番・13番について、原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、第7回新城市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>長時間ありがとうございました。</p> <p>事務局からの連絡事項等がありましたらお願いします。</p>
<p>午後3時00分議長は本会の閉会を宣した。</p>	
<p>上記会議の顛末を記載した内容に相違ないことを称するため下記に署名する</p>	
<p>議 長</p>	
<p>委 員</p>	
<p>委 員</p>	